

戸籍・住民登録

● 戸籍に関する届出

問 市民課 ☎0297-21-2186

戸籍は日本国民の身分関係を登録・公証する重要な公簿です。届出期間が決められていますので、期間内の届け出をお願いします。

種類	届出期間	届出人	届け出の場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	生まれた子の本籍地・出生地、届出人の所在地	○届出書 ○母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族または関係人	亡くなったかたの本籍地・死亡地、届出人の所在地	○届出書
婚姻届	届けた日から効力を生じます	夫妻 (成人の証人2人が必要)	夫妻の本籍地・所在地	○届出書 ○本籍地以外の市区町村に提出する場合は戸籍謄本1通 ○未成年者は父母の同意書★
離婚届(協議)	届けた日から効力を生じます	夫妻 (成人の証人2人が必要)	夫妻の本籍地・所在地	○届出書 ○本籍地以外の市区町村に提出する場合は戸籍謄本1通
転籍届	届けた日から効力を生じます	戸籍の筆頭者と その配偶者	転籍地、本籍地、所在地	○届出書 ○戸籍謄本1通

※上記届け出のほかに養子縁組届、養子離縁届、認知届などがあります。

※土・日曜日、祝日は日直がお預かりします。住所変更などの手続きがある場合は、後日市役所にお越しいただけます。

※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届け出については、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど)をおもちください。

※届け出に関連するそのほかの手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

※★は法改正により、令和4年4月1日から必要ありません。

● 住民登録に関する届出

問 市民課 ☎0297-21-2186

住民登録をすると住民基本台帳が作成され、あなたの住所や世帯主が記録されます。これをもとに、選挙、保険、年金、就学などの資格や権利義務関係の基礎として使用されます。

住所や世帯に変更が生じた場合には、定められた期間内の届け出をお願いします。

届け出の種類		届出期間	届出人	必要なもの
転入届	坂東市に転入してきたとき	転入した日から14日以内	本人、世帯主(委任状可)	○転出証明書
転出届	他の市区町村に転出するとき	転出する日の14日前から 転出した日の14日後まで	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ) ○印鑑登録証または市民カード(登録者のみ)
転居届	坂東市内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ)
世帯主変更届	世帯主が変わったとき	変更した日から	本人、世帯主(委任状可)	○国民健康保険証(加入者のみ)

※小・中学校の転校の手続きは住民異動届と同時にいきます。

※上記の届け出について、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カードなど)をおもちください。

司法書士・行政書士 エリアマップ2区 D-2

お気軽にご相談ください

森島司法書士行政書士事務所

不動産登記(相続、贈与、売買、抵当権抹消等)
相続、遺言、成年後見・会社の設立、役員変更等商業登記手続

■坂東市辺田1469-2
■TEL:0297-35-0258 ■FAX:0297-35-0268
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜・日曜・祝日
■E-mail:morishima@moishima-office.com (茨城司法書士会・茨城県行政書士会所属) 



神社 エリアマップ5区 E-2

弓田香取神社

■坂東市弓田274
■TEL:0297-35-1847 

